

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項及び第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

防衛大臣 久間 章生

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第四号中「又は両眼」を「、両眼」に改め、「〇・八以上」の下に「又は両眼の裸眼視力が〇・一未満であつて両眼の矯正視力がプラスマイナス八・〇ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて〇・八以上」を加える。

第四十九条第一項第二号の三中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。